

## 2021年3月議会最終日・「街なか広場条例制定」 反対討論

2021年3月24日 上野 みえこ

議第61号「くまもと街なか広場条例の制定について」、賛成できない理由を述べ、討論をいたします。

この度、条例制定に至った「くまもと街なか広場」は、予算の討論でも指摘しましたように、産業文化会館の解体に始まり、総額41億円もの税金投入により整備されました。新型コロナ禍、海外はもとより国内の移動も自粛され、観光客がほとんど訪れない中、桜町再開発事業を補完する形で、整備されてきました。予算の討論でもふれたとおり、事業計画そのもの間違いから莫大な事業費をつぎ込むことになった点は、大いに反省すべきと考えます。

第1の問題点は、言うまでもなく、高すぎる使用料の問題です。

今回の整備に至るまで、仮の広場として市民に開放されてきました。その時も一般市民が使用するというよりは事業系での利用が多かったと思います。しかしながら、今回の使用料は、その時の2倍もの金額となっています。なぜそういう使用料の設定になるのか、理解ができません。地方自治法では「地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設を設ける」と定めてあり、自治体が設置する「公の施設」は、住民福祉向上のために、市民が利用することを目的に設置するものであると、法に定められています。今回の「街なか広場設置条例」案でも、「市民等に憩い及び集いのための場を提供する」とされており、まず市民が利用することが目的です。しかし、最高で1日617,000円もの使用料を払わなければ利用できないような料金設定は、市民のための施設とは言えません。

予算決算委員会総括質疑では、熊本市行政財産使用条例における「条例に定めない場合の土地の使用料」の計算式に基づく使用料額を参考までに示していただきましたが、それは今回条例に提案されている金額の「4分の3」の額です。公の施設の使用料は、根拠もなく決められるものではなく、目的にそった妥当なものでなくてはなりません。条例がない場合のものも1つの参考です。一般市民がさまざまに利用する公共施設の使用料でありながら、

市民が利用できないような料金設定はふさわしくありません。

また、今回の条例案第6条には、使用料の減免規定があり、市長が必要と認める場合は、減免できることになっています。しかし、予算決算委員会で  
の答弁にありましたように、原則有料とのことでした。これまでの花畑広場は、  
市民が営利目的でなく使用する場合に使用料を全額免除するという規定があ  
りました。よって使用料金制をとりながらも、公の施設として市民が占用し  
て利用することができました。市民が利用する場合は全額免除という規定を  
なくしてしまつたら、市民のための施設ではなくなり、利益を上げる事業者  
のためのものになってしまいます。これまでであった減免規定をなくし、高い  
利用料を払って使う営利事業者には貸し出し、それが払えない市民が締め出  
されるような施設は、公共施設としての本来のあり方を逸脱しています。税  
金で整備しながら公共施設と呼べるようなものではないということを指摘致  
します。

問題点の第2は、指定管理による管理の問題です。

条例案第15条では、施設の管理を「指定管理者に行わせることができる」という規定を設けて、指定管理者による管理を前提にしています。そのため、  
2021年度当初予算には、債務負担行為で街なか広場の指定管理料が年間  
7200万円計上されています。一方で、街なか広場の利用料収入は年間5  
600万円が見込まれています。指定管理事業者は指定管理料と利用料収入  
を合わせれば年間1億2800万円です。市内にある大小1135カ所の公  
園緑地の管理費が全部で年間22億円なのに、たった一つの広場管理にこん  
な費用が必要なのか、とても理解できません。

しかも、年間5600万円の利用料収入というのは、稼働率を以前の花畑  
広場と同等の27%の利用率で見込んであります。公共施設で27%の稼働  
率というのは低すぎます。料金制の指定管理のもとで、利用率を上げれば、  
どんどん儲かってきます。市民は締め出し、企業が利益のために公共施設を  
活用し、ますます儲けていくことになるのではないのでしょうか。そして、指  
定管理が前提だから市民が無料で利用できるというこれまでの減免制度を継  
続できないのではないのでしょうか。以上にように、指定管理者に管理運営を  
任せる「街なか広場」は、管理運営の面でも、公共施設の位置づけを逸脱し

ていると言わなければなりません。

3点目は、若者を締め出し、市民が無料で気軽に利用できない点です。

条例第8条「行為の禁止」では、球戯・スケートボード等は禁止となっています。辛島公園は必要ないムダな改修をして若者を追い出し、多額の税金で整備した広場は高い利用料を払わなければ使えないというのでは、若者の居場所はありません。スケートボードは、開催予定の東京オリンピックから正式種目になりました。スポーツ界でも若者の参加を促していこうとする流れの中での決定です。熊本市内には、そのスケートボードの施設が1カ所もありません。オリンピック競技の練習をしようという若者が、練習場所を探して、四苦八苦しているのは残念なことです。整備した広場は、全面有料化せずに、使えなくなった辛島公園に代わって若者が利用できるような部分を設けるべきです。市長は、中心市街地には、場所の確保は難しいと言われましたが、どこもかしこも高いお金をとって利用させるという発想だからではありませんか。本来、税金で整備した広場、市民に無料で公園として提供すべきです。せめて6200㎡の面積のうち、3分の1でも、4分の1でも、市民・若者が無料で利用できる広場・公園として提供すべきではないでしょうか。それが税金で整備した公共施設の本来の姿だと考えます。

以上のように、コロナ禍に市民が本当に苦しんでいるとき、41億円もの税金を投入して整備した「くまもと街なか広場」は、本当に誰のための施設なのか、公の施設として地方自治法の趣旨にも、設置の趣旨にも反する整備と管理運営であることを指摘致します。

これらが、街なか広場設置条例に賛成できない理由です。

今後は、指定管理者による管理は義務規定でないので、当然のように指定管理とするのではなく、直営・委託方式など、効率的・効果的で趣旨に沿った管理運営がなされるよう十分な検討をしていただくようお願いいたします。

使用料についても、これまでであった市民の非営利利用は原則無料という減免規定を設けるようお願いいたします。そうでなければ、公の施設としての存在意義がありません。

合わせて、若者のためのスケボー広場を市内に整備していただくこともお願いして、討論と致します。